

---

# FTSE Blossom Japan Index

## (参考和訳)

v1.5

---

当和訳はご参考のために添付するものです。正式な内容につきましては、英語版をご参照下さいます様、お願い申し上げます。

## もくじ

---

1.0	はじめに .....	3
2.0	運営・管理責任.....	5
3.0	FTSE Russell Index 方針 .....	7
4.0	適格有価証券 .....	9
5.0	構成銘柄の定期的見直し .....	11
6.0	構成銘柄の変更.....	12
7.0	コーポレートアクションおよびイベント .....	13
8.0	Industry Classification Benchmark (ICB) .....	15
9.0	インデックスウェイト .....	16
付録 A	: 外国為替レート .....	18
付録 B	: 詳細情報.....	19

## セクション 1

# はじめに

### 1.0 はじめに

- 1.1** 本書は、FTSE Blossom Japan Index の運営および算出に係わる基本ルールを説明したものです。本ルールのコピーは [www.ftserussell.com](http://www.ftserussell.com) から入手できます。
- 1.2** FTSE Blossom Japan Index は、FTSE Japan Index と業種（ICB セクター）ニュートラルにしつつ、環境・社会・ガバナンス(ESG)のグローバル基準を満たす日本企業のパフォーマンスが反映される様に設計されています。
- 1.3** 本インデックスは、米国ドルおよび日本円で算出されます。
- 1.4** 本インデックスのプライスリターン・インデックスとトータルリターン・インデックスは、終値ベースで算出されます。
- トータル・リターンは、配当込みベースで算出されます。尚、配当金は企業公表値を適用します。

### 1.5 FTSE Russell

FTSE Russell is a trading name of FTSE International Limited, Frank Russell Company, FTSE Global Debt Capital Markets Limited (and its subsidiaries FTSE Global Debt Capital Markets Inc. and MTSNext Limited), Mergent, Inc., FTSE Fixed Income LLC and The Yield Book Inc.

### 1.6 IOSCO

- 1.6.1** FTSE は、FTSE Blossom Japan Index は 2013 年 7 月に公表された IOSCO の金融ベンチマーク原則を満たしていると考えます。

- 1.7** FTSE Russell は、FTSE Russell のコントロールが及ばない外部事象を含む様々な状況において、当インデックスの変更、中断、中止が余儀なくされる場合があること、また、当インデックスを参照するインデックス・ファンドなどの投資商品や諸契約は、当インデックスの変更、中断、中止に耐え得るか、その可能性に対応できるものであるべきことを、当インデックス利用者に対し表明するものです。

- 1.8** 当インデックスを参照するインデックス利用者や、当インデックスを参照する投資商品に投資は自分や顧客の資金を投資する前に、インデックスのルール・ベース・メソロジをの利点を自ら分析・評価するとともに、独立した第三者の助言を参考にしてください。FTSE Russell は、以下の事項に係わるいかなる過失・その他の結果として生ずるいかなる者が被る一切の損失、損害、請求、費用に関し一切の責任を負いません。

- 基本ルールに依るもの かつ/または、
- 基本ルールの誤り、または不正確、 かつ/または、

- 基本ルールに記載されている方針、手続きの不適用または誤用、  
かつ/または
- インデックスまたはデータの構成銘柄を組成する際の誤りまたは不正確。

## セクション 2

# 運営・管理責任

---

## 2.0 運営・管理責任

### 2.1 FTSE International Limited (FTSE)

2.1.1 FTSE は、インデックス・ベンチマークの管理者です。

2.1.2 FTSE Russell はインデックスの日次計算、構築、運用の責任を負っており、次のことを行います。

- インデックスを構成する全銘柄に関し、ウェイトの記録を保管する
- 基本ルールに従って、銘柄入替えとそのウェイト変更を行う
- 基本ルールに従って、インデックスの定期的な見直しを行い、その結果によって必要な変更を行う
- 継続的なメンテナンスと定期的な見直しによるウェイト変更を公表する
- インデックスを配信する

### 2.2 FTSE Russell ESG Advisory Committee

2.3 FTSE Blossom Japan Index の適切な運営を助言するために、FTSE Russell は FTSE Russell ESG Advisory Committee（以下、“Committee”）を設立しました。この Committee のメンバーには、環境・社会・ガバナンス分野における経験豊富かつ独立した投資専門家が含まれます。

2.3.1 本 Committee は、クライテリアの開発、FTSE Russell ESG レーティング並びに FTSE4Good Index シリーズを含む ESG インデックスの構築について助言を行う役割を担います。FTSE4Good Index の組入れ基準は、FTSE Blossom Japan Index の組入れ要件の一部として利用されます。

2.3.2 FTSE Russell ESG Advisory Committee の規約は次のリンクからアクセスできます。

[FTSE\\_Russell\\_ESG\\_Advisory\\_Committee.pdf](#)

### 2.4 基本ルールの改訂

FTSE Russell は、インデックスが投資家や他のインデックス利用者の現在及び将来のニーズに適応する様に、基本ルールを定期的に（少なくとも年一回）見直します。基本ルール大幅な改訂の提案に関しては、FTSE Russell Advisory Committee 及び必要に応じその他の利害関係者との協議に付されます。FTSE Russell Product Governance Board は、これらの協議結果を踏まえ、改訂の承認を判断します。

2.4.1 FTSE Russell Equity Indexes の Statement of Principles に規定の通り、基本ルールに言及されていない、または具体的かつ明確に規定されていない事項に関して FTSE Russell が決定を下す場合、Statement of Principles に則って実際の決定を行うものとします。上記のような決定が行われた場合、FTSE Russell はその決定内容を速やかに公表します。また、上記の取扱いが、基本ルールの例外、

変更、将来の前例など見做されない場合においても、FTSE Russell は、基本ルールをより明確な規定にするための改訂が必要かどうかを検討します。

## セクション 3

# FTSE Russell Index 方針

---

### 3 FTSE Russell Index 方針

基本ルールは、以下のリンクからご覧いただけるインデックス方針ドキュメントと併せてご参照下さい。

#### 3.1 コーポレート・アクションおよびイベント・ガイド

3.1.1 コーポレート・アクションおよびイベントによる構成企業の変更の詳細は、以下のリンクからご覧いただけるコーポレート・アクションおよびイベント・ガイドをご参照下さい。

[Corporate Actions and Events Guide.pdf](#)

#### 3.2 FTSE Russell 時価総額加重株価指数の Statement of Principles (Statement of Principles)

3.2.1 インデックスは市場の変化に合わせて対応する必要がありますが、基本ルールではすべての事態を予期しカバーすることはできません。基本ルールが特定のイベントや状況をカバーしていない場合、FTSE Russell は、FTSE Russell のインデックス構築へのアプローチの基礎となる概念を要約した Statement of Principles を参考にして、適切な処置を決定します。Statement of Principles は毎年見直され、FTSE Russell により提案される変更事項は FTSE Russell Policy Advisory Board に提出後、議論され、最終的には FTSE Russell の Product Governance Board により承認されます。

Statement of Principles の詳細については、次のリンクをご参照下さい。

[Statement of Principles.pdf](#)

#### 3.3 お問い合わせ、苦情、異議申し立て

3.3.1 インデックスの構成銘柄である企業（またはその代理人）、構成銘柄となることが見込まれる企業（またはその代理人）、政府機関、または業として活動する組織においてインデックスを利用する者による 10 人以上のグループは、FTSE Russell の決定に対して異議申し立てを行うことができます。

FTSE Russell の苦情申し立て手続きは、次のリンクからご覧いただけます。

[FTSE Russell Benchmark Determination Complaints Handling Policy.pdf](#)

FTSE Russell への異議申し立てのプロセスは、次のリンクをご参照下さい。

[Appeals Against Decisions.pdf](#)

### 3.4 取引停止または市場閉鎖の際のインデックス取り扱い方針

- 3.4.1 取引停止または市場閉鎖の際のインデックスの取り扱いに関するガイダンスは、次のリンクをご参照下さい。

[FTSE Russell Index Policy for Trading Halts and Market Closures.pdf](#)

### 3.5 顧客が市場で取引できない場合のインデックス取り扱い方針

- 3.5.1 FTSE Russell のインデックス取り扱いの詳細は、次のリンクをご参照下さい。

[FTSE Russell Index Policy in the Event Clients are Unable to Trade a Market.pdf](#)

### 3.6 再計算方針とガイドライン

- 3.6.1 FTSE Blossom Japan Index は、何らかの相違、または、重大と見なされる歪みが生じた場合、再計算を行います。FTSE Blossom Japan Index の利用者は適切な媒体を通じて、その通知を受けます。

FTSE Russell 再計算方針およびガイドラインの詳細は、次のリンクから FTSE Russell のウェブサイトでご覧いただくか、[info@ftserussell.com](mailto:info@ftserussell.com) までお問い合わせください。

[Recalculation Policy and Guidelines Equity Indexes.pdf](#)

### 3.7 再計算方針とガイドライン – ESG データとレーティング

ESG データ商品の不正確さが認識される際、FTSE Russell は ESG データ商品を再計算すべきと決定する文書に記述されるガイドラインに従います。

[Recalculation Policy and Guidelines ESG Products.pdf](#)

### 3.8 FTSE Russell のベンチマーク・メソドロジーの変更

- 3.8.1 FTSE Russell のベンチマーク・メソドロジーの変更は、次のリンクをご参照下さい。

[FTSE Russell Policy for Benchmark Methodology Changes.pdf](#)



## セクション 4

# 適格有価証券

---

## 4 適格有価証券

### 4.1 適格ユニバース

4.1.1 FTSE Japan Index の構成銘柄を FTSE Blossom Japan Index の組入れユニバースとします。

### 4.2 総合 ESG 評価

4.2.1 FTSE Japan Index 各銘柄の ESG 総合スコアを、「5」を最高点とする 0~5 の範囲で評価します。

4.2.2 総合 ESG 評価が 3.1 以上の銘柄を FTSE Blossom Japan Index に組入れます。

4.2.3 2017 年 12 月時点より、総合 ESG 評価が 2.7 未満の FTSE Blossom Japan Index の銘柄は、FTSE Blossom Japan Index から除外される可能性があります。

4.2.4 FTSE Russell は FTSE Blossom Japan Index に組入れられた企業、及び、総合 ESG 評価が組入れ基準未満の企業への情報提供に適切に取り組みます。FTSE Blossom Japan Index の構成銘柄の総合 ESG 評価が 12 ヶ月経過しても必要レベルに達しない場合、FTSE Russell は FTSE Russell ESG Advisory Committee との協議によりさらに長期の猶予期間が認められない限り、当該銘柄をインデックスから除外します。

FTSE ESG 評価の詳細については、次のリンクをご参照下さい。

[FTSE Russell の ESG 評価](#)

### 4.3 原子力発電事業および乳児用粉ミルク製造業

#### 4.3.1 原子力発電事業および乳児用粉ミルク製造業

上記の組入れ基準に加え、企業の事業内容によっては、より高い組み入れ基準を満たす必要があります。

- 原子力発電に関係する企業は、FTSE Blossom Japan Index に組入れられるためには、健康及び安全に関するテーマに適用される（セクター特定の）指標を一つ以外全て満たす必要があります。
- 乳児用粉ミルク製造に関係する企業は、FTSE Blossom Japan Index に組入れられるためには、顧客に対する責任に関するテーマに適用される（セクター特定の）指標を一つ以外全て満たす必要があります。

## 4.4 不祥事のモニタリング

FTSE4Good 指数シリーズにおける不祥事に対する評価は、当該指数シリーズを構築する ESG レーティングを補完するものです。不祥事の評価を受ける企業の取扱いは、当該企業が FTSE4Good 指数シリーズの現構成銘柄であるかどうかにより異なります。

### 4.4.1 現在 FTSE4Good 指数シリーズの構成銘柄でない場合

深刻な不祥事を起こしていると特定される企業は、ウォッチリストに登録され、FTSE4Good 指数シリーズの銘柄選定時に新規選定対象外となります。

ウォッチリストへの登録は、ESG に関わる不祥事の深刻さや批判、当該企業自体及び当該企業が世界で展開するプロジェクトに対する申立てを体系的に分析し、不祥事の深刻度合いが決定されます。深刻度合いに基づき企業にランキング付し、グローバル (FTSE All-World Index の構成銘柄) のランキングと比較して最も深刻な申立てを受けているとされる上位 5% が、銘柄選定時にウォッチリストに登録されます。当該ウォッチリストには、世界最大手のアセットオーナー (総資産高で上位 20 位内) が現在、環境・社会・ガバナンスにおける懸念により、ポートフォリオから除外している企業も登録されます。

### 4.4.2 FTSE4Good 指数シリーズの既存構成銘柄である場合

FTSE Russell では、FTSE4Good 指数シリーズの既存構成銘柄企業が関与する不祥事をニュースでモニタリングします。

既存構成銘柄企業の不祥事評価は、不祥事の深刻度合いに基づいたリスク・エクスポージャーと、不祥事に対する企業の対応度合いに基づくスコアにより決定されます。

これらの評価の結果、不祥事の深刻度合いが高く、対応が遅いと評価された企業は、FTSE4Good 指数シリーズへの組入れが 2 年間停止されます。

当該企業が 2 年間の組入れ停止期間後、再度 FTSE4Good 指数シリーズへの組入れ対象となるためには、ESG における全ての組入れ基準を満たし、不祥事に適切に対応し、同様に不祥事再発防止に向けた適切な措置が講じられていることが証明される必要があります。

## 4.5 高エクスポージャー・テーマで低評価を受けた企業

### 4.5.1 高エクスポージャー・テーマで「ゼロ」あるいは「1」の評価を受けた企業は FTSE Blossom Japan Index に組入れられません。

## セクション 5

# 構成銘柄の定期的見直し

---

### 5 構成銘柄の定期的見直し

- 5.1 FTSE Blossom Japan Index は 6 月と 12 月の年 2 回定期見直しが行われ、見直しが適用される日の 4 週間前の月曜日の終値ベースの市場データを用います。
- 5.2 FTSE Blossom Japan Index の定期見直しによる変更事項は、6 月および 12 月の第三金曜日の業務終了後に適用されます（すなわち、翌営業日より有効となります）。

## セクション 6

# 構成銘柄の変更

---

## 6 構成銘柄の変更

### 6.1 除外および新規組入れ

- 6.1.1 ある組入れ銘柄が FTSE Japan Index から除外された場合は、FTSE Blossom Japan Index から除外されます。除外は FTSE Japan Index の除外と同時に行われ、そのウェイトは FTSE Blossom Japan Index の残存銘柄に比例配分されます。また、FTSE Blossom Japan Index からの除外銘柄は、定期見直し期間以外に別銘柄に入替えられることはありません。
- 6.1.2 FTSE Japan Index への新規組入れ銘柄は、FTSE Blossom Japan Index の定期見直し時点で、FTSE Japan Index に組入れられて少なくとも 6 ヶ月以上が経過する場合、FTSE Blossom Japan Index への組入れ候補銘柄と見做されます。

## セクション 7

# コーポレートアクションおよびイベント

---

## 7 コーポレートアクションおよびイベント

- 7.1 コーポレートアクションおよびイベントによる組入れ銘柄への変更についての詳細は、次のリンクから「コーポレートアクションおよびイベントのガイド」をご覧ください。

[Corporate Actions and Events Guide.pdf](#)

コーポレートアクションとは、株主に対するアクションを言い、株価は落ち日における調整に影響されます。これらには、次の事項が含まれます。

- 資本の払い戻し
- ライツ・イシュー/エンタイトルメント・オファー
- 株式化
- 分割/併合
- 無償新株発行（資本化または無償交付）

コーポレートイベントとは、インデックス・ルールに即してインデックスに影響を与える可能性のある企業ニュースを言います。例えば、政策投資家が組入れ企業の株式の売却を発表したとします。これは、浮動株比率の変動要因となり、インデックス調整が必要となる場合は、FTSE Russell が調整のタイミングを通知します。

### 7.2 発行済み株式

発行済み株式数の変更に伴う調整は、「コーポレートアクションおよびイベント・ガイド」の記載に基づきます。

### 7.3 合併、買収、スピンオフ

- 7.3.1 FTSE Blossom Japan Index に組入れられた 2 企業が合併した場合、または FTSE Blossom Japan Index の組入れ企業が、他の組み入れ企業に買収された場合、存続企業がインデックスに残ります。
- 7.3.2 FTSE Blossom Japan Index の組入れ企業が、インデックス外の企業を買収した場合、買収後の存続企業がインデックスに組入れられます。
- 7.3.3 組入れ企業がインデックス外の企業に買収された場合、存続企業は FTSE Blossom Japan Index から除外されます。存続企業の適格性は、買収から少なくとも 6 ヶ月が経過した後に行われる定期見直しにおいて、分析・評価が行われます。
- 7.3.4 組入れ企業が 2 社以上の企業に分割され、そのいずれかの企業が FTSE Japan Index に維持された場合、これらの企業は FTSE Blossom Japan Index への組入れも維持されます。当該企業の適格性は、分割から最低 6 ヶ月以上が経過した定期見直しにおいて、分析・評価が行われます。

7.3.5 重大なイベントが発生した場合、FTSE Russell は臨時会議を招集し、当該コーポレートイベントから生ずる事態を評価・分析し FTSE Blossom Japan Index の適格性に照らした助言を行います。FTSE Russell は、その結果として、1 社または複数の企業の FTSE Blossom Japan Index への組み入れが不適格である状況であると判断する可能性があります。

#### 7.4 取引中止

取引中止についての規則は、「コーポレートアクションおよびイベントのガイド」をご覧ください。

## セクション 8

# Industry Classification Benchmark (ICB)

---

## 8 Industry Classification Benchmark (ICB)

### 8.1 分類構造

- 8.1.1 Industry Classification Benchmark (ICB)に規定されているとおり、産業、スーパーセクター、セクター、サブセクターに分類されます。
- 8.1.2 Industry Classification Benchmark の詳細については、FTSE Russell からご入手いただくか、FTSE Russell のウェブサイト ([www.ftserussell.com](http://www.ftserussell.com)) からご覧いただけます。

[Industry Classification Benchmark](#)

## セクション 9

# インデックスウェイト

### 9 インデックスウェイト

9.1 FTSE Blossom Japan Index は、インデックス・ウェイト・メソドロジーに基く見直しを、年 2 回（6 月・12 月）行います。

- 1) FTSE Blossom Japan Index における ICB 産業に基づく各産業ウェイトは、FTSE Japan Index における産業ウェイトと同等です。
- 2) FTSE Blossom Japan Index の個別銘柄  $i$  の最大ウェイト  $W_i^{Max}$  は、FTSE Blossom Japan Index 全体の時価総額の 15% か、FTSE Japan Index 内のウェイト  $W_i$  の 20 倍の、どちらか小さい方とします。

$$W_i^{Max} = \text{Min}(0.15, 20 \times W_i)$$

各産業ごとの上限値  $IC_k$  は、個別銘柄ウェイトの最大値の総和になります。

$$IC_k = \sum_i W_{ik}^{Max}$$

- 3) 産業ごとのウェイト目標値  $ITW_k$  は、上記  $IC_k$  か、FTSE Japan Index における当該産業ウェイト  $IW_k$ 、のどちらか小さい方とします。

$$ITW_k = \text{Min}(IC_k, IW_k)$$

産業ごとのウェイト目標値である  $ITW_k$  は、その総和が 1 となる様に調整され、それを  $ITWN_k$  とします。その上で、 $ITWN_k - IC_k > 0$  となる場合は、その超過分がそれ以外の産業セクター ( $ITWN_k - IC_k < 0$ ) に比例配分されます。このプロセスは、すべての産業セクターで条件が満たされるまで繰り返されます。

- 4) FTSE Blossom Japan Index の各産業の構成銘柄のウェイト  $W_{ik}^{final}$  には産業ウェイトの目標値を反映させます。

$$W_{ik}^{final} = W_{ik} \times ITWN_k / IW4G_k$$

$$IW4G_k = \sum_i W_{ik}$$



$IW4G_k$ とは、 $\sum_i W_{ik}$ であり、ユニバースにおける産業  $k$  の業種ウェイトです。その上で、個別銘柄のウェイトが上限を超過した場合は、同産業内の別銘柄に比例配分され、すべての銘柄で条件を満たすまで、繰り返されます。

- 9.2** インデックスウェイトの見直しには、6月および12月の第一金曜日のコーポレート・アクションに伴う調整済みの終値を適用します。インデックスウェイトの変更は、6月および12月の第三金曜日の引け後に行われます。この際、**Shares in Issue** および浮動株は当該見直し月の第三金曜日の次の月曜日のそれを使用します。

## 付録 A : 外国為替レート

---

FTSE Blossom Japan Index の算出に使用される外国為替レートは、WM/ロイターのリアルタイム・スポットレートです。

全てのインデックス計算の基本通貨は日本円です。日本円以外で表示された銘柄の価格は、インデックス算出のために日本円に換算されます。

ロイターから英国時間 16:00 に受領した外国為替 BID レートがインデックス算出に使用されます。これを「クロージング外国為替レート」と呼びます。



## 付録 B : 詳細情報

---

FTSE Russell の基本ルールで使用される用語については、次のリンクをご参照ください。

[Glossary.pdf](#)

FTSE Blossom Japan Index の詳細については、FTSE Russell にご入手いただくか、ウェブサイト：[www.ftserussell.com](http://www.ftserussell.com) をご参照ください。

---

© 2018 London Stock Exchange Group plc and its applicable group undertakings (the "LSE Group"). The LSE Group includes (1) FTSE International Limited ("FTSE"), (2) Frank Russell Company ("Russell"), (3) FTSE Global Debt Capital Markets Inc. and FTSE Global Debt Capital Markets Limited (together, "FTSE Canada") and (4) MTSNext Limited ("MTSNext"), (5) Mergent, Inc. ("Mergent"), (6) FTSE Fixed Income LLC ("FTSE FI") and (7) The Yield Book Inc ("YB"). All rights reserved.

The FTSE Blossom Japan Index is calculated by or on behalf of FTSE International Limited or its affiliate, agent or partner. FTSE International Limited is authorised and regulated by the Financial Conduct Authority as a benchmark administrator.

FTSE Russell® is a trading name of FTSE, Russell, FTSE Canada, MTSNext, Mergent, FTSE FI and YB. "FTSE®", "Russell®", "FTSE Russell®", "MTS®", "FTSE4Good®", "ICB®", "Mergent®", "WorldBIG®", "USBIG®", "EuroBIG®", "AusBIG®", "The Yield Book®" and all other trademarks and service marks used herein (whether registered or unregistered) are trade marks and/or service marks owned or licensed by the applicable member of the LSE Group or their respective licensors and are owned, or used under licence, by FTSE, Russell, MTSNext, FTSE Canada, Mergent, FTSE FI or YB.

All information is provided for information purposes only. Every effort is made to ensure that all information given in this publication is accurate, but no responsibility or liability can be accepted by any member of the LSE Group nor their respective directors, officers, employees, partners or licensors for any errors or for any loss from use of this publication or any of the information or data contained herein.

No member of the LSE Group nor their respective directors, officers, employees, partners or licensors make any claim, prediction, warranty or representation whatsoever, expressly or impliedly, either as to the results to be obtained from the use of the FTSE Blossom Japan Index or the fitness or suitability of the Index for any particular purpose to which it might be put.

No member of the LSE Group nor their respective directors, officers, employees, partners or licensors provide investment advice and nothing in this document should be taken as constituting financial or investment advice. No member of the LSE Group nor their respective directors, officers, employees, partners or licensors make any representation regarding the advisability of investing in any asset. A decision to invest in any such asset should not be made in reliance on any information herein. Indexes cannot be invested in directly. Inclusion of an asset in an index is not a recommendation to buy, sell or hold that asset. The general information contained in this publication should not be acted upon without obtaining specific legal, tax, and investment advice from a licensed professional.

No part of this information may be reproduced, stored in a retrieval system or transmitted in any form or by any means, electronic, mechanical, photocopying, recording or otherwise, without prior written permission of the applicable member of the LSE Group. Use and distribution of the LSE Group index data and the use of their data to create financial products require a licence with FTSE, Russell, FTSE Canada, MTSNext, Mergent, FTSE FI, YB and/or their respective licensors.